



社 援 施 第 4 7 号

平成 11 年 11 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について

社会福祉施設におけるレジオネラ属菌等の汚染への対応については、従来よりご指導いただいているところであるが、今般、厚生省生活衛生局長より別添「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」が発出され、空調設備の冷却塔及び冷却水系、給水・給湯設備、循環式浴槽、加湿装置等の取り扱いにおける留意事項について注意喚起がなされたところである。

社会福祉施設においては、昨年、都内の特別養護老人ホームで使用されていた循環式浴槽を感染源とするレジオネラ症患者が発生し、うち1名がレジオネラ肺炎で死亡したという報告があったことから、一般に抵抗力の弱い者が入所している施設内に設置されている循環式浴槽等の維持管理について、特に注意が必要である。

については、管下社会福祉施設に対し、別添通知の記の1及び2に留意の上、同通知に添付されている「新版レジオネラ症防止指針」（本文及び概要）に基づき、レジオネラ症患者の発生防止に万全を期すよう周知願いたい。